



商標審査基準が今年も改訂されたと聞きました。改訂のポイントを教えてください。



(福岡県 M. S)



1. 商標審査基準とは

商標審査基準（以下、審査基準）とは、特許庁の商標審査実務における商標法の適用に関する基本的な考え方（解釈・運用等）を示すものであり、出願人や代理人が、審査における一般的な指針を理解するために利用されるものです。

特許庁は、平成28年度および同29年度の2年計画で審査基準の全面改訂に取り組んでおり、昨年に引き続き本年4月1日にも審査基準の大幅な改訂を行いました。

2. 審査基準改訂の主なポイント

(1) 4条1項1～5号における勳章・褒章・公益的な機関等、同項14号における登録品種、同項17号におけるぶどう酒等の産地について、対象となる標章の例示が追加されるとともに、類否判断基準が追加・修正され、法文上の語句の解釈が明記された。

(2) 公序良俗違反について、裁判例を参考に、本号に該当する場合の類型および該当例が明記された（4条1項7号）。

(3) 他人の氏名または名称等につ

いて、「他人」の範囲、著名性の判断基準等が明記された（4条1項8号）。

(4) 類否判断（外観・称呼・観念の類否、商品・役務の類否、結合商標の類否、取引の実情の考慮）について、基本的な考え方を記載し、外観、称呼、観念の各要素の判断基準を明確にするとともに、例示の追加、見直しが行われた。

また、出願人と引用商標権者に支配関係があり、かつ、引用商標権者が出願に係る商標が登録を受けることについて了承している場合は、本号に該当しない取り扱いが明記された（4条1項11号）。

(5) 他人の周知商標（4条1項10号）、商品または役務の出所の混同（同項15号）、他人の周知商標と同一または類似で不正の目的をもって使用する商標（同項19号）について、基準の趣旨を明確にするなど構成面からの見直しを行った。

(6) 商標権管理の利便性向上のため、同一人が同一の商標について出願した場合、当該出願の指定商品または指定役務の全てが、先願（または先登録）に係る指定商品または指定役務と同一の出願をしたときに限り「商標法

第3条の趣旨に反する」という拒絶理由を通知する取り扱いが明記された。

3. 改訂ポイント(6)について

従来は、同一人が既存の登録商標と同一の商標を新たに出願する場合、その出願の指定商品が既存の登録商標の指定商品と一部でも重複していれば、「商標法制定の趣旨に反する」（4条1項11号）との拒絶理由を通知されることが多く、またその適用基準も曖昧^{あいまい}でした。そのため、同一商標について指定商品を追加した出願がしにくい傾向にありました。

しかしながら、今回の改訂で、同一人が同一商標について新規出願する場合、新規出願の全ての指定商品が、先の商標登録等の指定商品に包含されていない限り、拒絶理由は通知されることが明確化されました。

このことから、例えば事業拡大等に伴い取扱商品が増えた場合、既存の商標権の指定商品に、新たに取り扱いを開始した商品を追加して出願し、一つの商標権を取得することができるようになります。ユーザーにとっては商標権管理の利便性が大きく向上することになるでしょう。